

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関等の指定
肝てつ検査等の実施
解除予定の保安林
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇ 正 誤 昭和四十四年八月鳥取県告示第五百六号中訂正
昭和四十四年八月鳥取県告示第五百八号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
鳥取産院	鳥取市吉方八〇六	産婦人科	村江 正名	昭和四十四年八月二十四日	乙表 点数表
吉田一陽堂 若桜橋薬局	戒町四一三	/	吉田 太一	十八日	/
林兼太郎薬局	川端四丁目九三	/	林 兼太郎	/	/
有限会社 五蔵巴薬局	二丁目三階町	/	代表取締役 森下 哲郎	/	/
有限会社 広田セイセイ イ堂薬局	西品治六九四	/	広田 穆	/	/
有限会社 佐々木薬局	元町二一五	/	佐々木源一	/	/
立岩 薬局	吉方一区八二五	/	立岩 一彦	/	/
有限会社 加藤薬局	東品治町一六六の五	/	加藤 莊一	/	/
山本 薬局	行徳はの四二五	/	山本哲一郎	/	/
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎二区四二九	内科、放射線科、小児科	増栄 克彦	十七日	乙表 点数表

- 一 実施の目的 肝てつ症及びピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

- 1 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 2 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 3 だに駆除 BHC散布

別表
肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月 十六日	赤碕町	光、尾張検診場
"	東伯町	福永、大杉"
"	赤碕町	金屋、高岡"
"	東伯町	杉下、金屋"
"	大栄町	西高尾、東高尾、下種"
"	三朝町	坂本、片柴、吉田"
"	大栄町	西穂波、島"
"	三朝町	恩地、大柿、本泉"
ピロプラズマ病検査及びだに駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
九月 四日	溝口町	榎水原、金屋谷検診場

"	五日	"	大内"
"	九日	江府町	栃谷"
"	十日	"	大平原"
"	十一日	"	東山"
"	十二日	"	瓜菜沢、本谷"
"	十六日	"	奥山"
"	二十二日	日南町	上坂、福栄"
"	二十四日	"	細屋、笠木"
"	二十五日	"	大草山"
"	二十六日	"	大菅"
"	二十九日	"	菖山、滑"
"	十六日	三朝町	中津"
"	十七日	倉吉市	富海"
"	十八日	三朝町	若杉"
"	十九日	関金町	大河原"
"	二十日	三朝町	人形仙"

鳥取県告示第五百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一七七

- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十四年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十四年九月八日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年九月五日

鳥取県教育委員会委員長 野 秀 三

一日時 昭和四十四年九月八日 午前十時三十分

- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題 1 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の設定について

- 2 昭和四十五年鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集要項について
- 3 その他

正 誤

昭和四十四年八月鳥取県告示第五百六号（県道の路線の認定について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

四 上 八東水勝見線 八東水勝見線

昭和四十四年八月鳥取県告示第五百八号（道路の区域の決定について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

四 下 八東水勝見線 八東水勝見線